

2021 年 2 月 9 日

沖縄県知事 玉城 デニー 様

公益財団法人 日本自然保護協会
理事長 亀山 章

辺野古・大浦湾がホープスポットに認定されたことを受けて
沖縄県による自然を守る制度の適用を求める要望書

私たちは生物多様性豊かな辺野古・大浦湾の保全に長期にわたり取り組んでおります。

自然破壊が進む辺野古・大浦湾では、工事实施区域の影響が周囲に及ばないように保護を強化しておく必要がありますが、日本政府による工事实施区域内での自然破壊が止まない現状では、沖縄県が、県の宝である辺野古・大浦湾を守るために、よりいっそうの努力をすることが求められます。

沖縄県の権限でかけられる保護の制度として、沖縄県文化財保護条例の天然記念物、ラムサール条約登録を見据えた鳥獣保護区の指定などがあります。チリビシのアオサンゴ群集や長島の洞窟など学術的に重要な対象については天然記念物の指定が適切であり、ラムサール条約潜在候補地である大浦川河口については同条約登録に向けた制度の適用が可能です。チリビシのアオサンゴ群集などの重要な場所については、保護制度の適用と同時にエコツアー事業者の環境保全利用協定の認定などで持続可能な利用を進めていくことも大切です。

2019 年 10 月に、米国 NGO ミッションブルーにより辺野古・大浦湾一帯がホープスポット (Hope Spot : 希望の海) に認定されました。私たちはホープスポットを支持し、沖縄県による自然を守る制度の設置に賛同する 24,235 名の市民の署名を 昨年 3 月 24 日に沖縄県にお届けしました。この署名は 2021 年 1 月 11 日まで続けましたところ、合計 25,925 名 (インターネット 21,296 名、紙媒体 4,629 名) の声となりましたので、改めて追加分についてお送りいたします。

私たちは沖縄県が保護の制度を適用し、チリビシのアオサンゴ群集、長島の洞窟、大浦川河口などの貴重な場所を工事の影響等から守っていただき、ホープスポットに認定された貴重な海を次世代に渡せるようにしていただくことを要望します。